

**令和5年度
笠間市教育委員会外部評価委員会
資料（令和4年度実施事業分）**



笠間市教育委員会

はじめに

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年4月1日施行）により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たさなければならないとされました。

笠間市教育委員会でも、事務事業の点検及び評価を行い、教育行政サービスの質の向上と市民への説明責任を果たすべく、平成22年度から、「笠間市教育委員会外部評価システム」を導入し、前年度の事業について評価を行っています。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章	笠間市の教育における基本的な考え方	1
	（1）教育目標について	
	（2）笠間市教育振興基本計画について 《進行管理の実施と方法》	
第2章	笠間市教育委員会外部評価について	5
第3章	評価の方法について	6
	（1）内部評価の視点	
	（2）外部評価の視点	
	（3）教育委員会外部評価の流れ	
第4章	教育委員会の活動状況	8
第5章	外部評価対象事業資料	
	（図書館）	
	図書館サービス事業、電子図書館運営事業	17
	（公民館）	
	公民館講座運営事業	19
	（生涯学習課）	
	家庭教育事業	21
	（生涯学習課 文化振興室）	
	指定文化財保護事業	23
	（生涯学習課 スポーツ振興室）	
	スナッグゴルフ大会事業	25
	（学務課）	
	G I G Aスクール運営事業	27
	学校プール民営化事業	29
	（学務課 おいしい給食推進室）	
	学校給食生産者支援事業	31
第6章	参考資料	
	（1）笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱	33
	（2）笠間市教育委員会組織機構図	34

(1) 教育目標について

知性を高め ひとりひとりのもちまえを伸ばす

「知性を高め」とは

学校教育を含め、生涯にわたって学びの力を培うという観点から、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことをいう。

「もちまえを伸ばす」とは

その人がもってうまれた良さや可能性を大切にするとともにそれが発揮できるようにすることをいう。

自然や文化を大切に し 郷土を愛する心をつちかう

「自然や文化を大切に」とは

(市民憲章にあるまちづくりのねがいとも重なる) 生まれ育った郷土である笠間の自然や歴史と共にはぐくまれた文化を大切に し、未来に受け継いでいくことをいう。

「郷土を愛する心をつちかう」とは

笠間の自然や文化を大切に し、ふるさと笠間を愛する心をつちかい、郷土の発展に努めることをいう。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

「豊かな感性をはぐくみ」とは

自らを律しつつ、社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性(人間性)をはぐくむことをいう。

「健やかな身体を養う」とは

たくましく生きるための健康や体力をいう。

(2) 笠間市教育振興基本計画について

笠間市では、平成27年4月に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会制度の見直しや地方公共団体における大綱策定が義務付けられたことを受け、平成28年5月、本市の教育の指針となる「笠間市教育施策大綱」を策定しました。

また、「笠間市教育振興基本計画」は、平成29年度を初年度とする「第2次笠間市総合計画」の策定に合わせ、「笠間市教育施策大綱」で示した教育施策の基本的な方向性と施策の方針に対応する具体的な取組を明らかにするとともに、今後取り組むべき教育行政施策を総合的・計画的に推進するため、平成29年2月に新たに策定し、教育行政を推進してまいりました。

「笠間市教育施策大綱」及び「笠間市教育振興基本計画」の計画期間満了に伴い、令和3年3月に「第2次笠間市教育施策大綱」を改定、令和4年3月に「第2期笠間市教育振興基本計画（以下基本計画）」の改定を行いました。

改定した基本計画では、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とし、3つの教育目標の実現に向けて、以下「3つの人づくり」を施策の基本方向とし、それぞれに沿ったさまざまな施策・事業を推進してまいります。

「役に立つ」人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人ひとりが輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

「郷土を愛する」人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、我がふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高めることが必要です。そのために、生涯を通じた郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

「心身ともに健康な」人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康になれるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

施策の体系

教育目標

施策の基本方向

施策の方針及び施策

主な取組

知性を高め
ひとりひとりの
もちまえを伸ばす

役に立つ人づくり

自然や文化を大切に
郷土を愛する
心をつちかう

郷土を愛する人づくり

豊かな感性をはぐくみ
健やかな身体を養う

心身ともに健康な人づくり

1 豊かな人間性とたくましい身体を育む
幼児教育の推進
(1) 就学前教育と保育の充実

- 幼児期から小学校教育への円滑な移行
- 豊かな心を育む活動の実践
- 特別な支援を必要とする幼児への相談・支援体制の充実 等

2 主体性を育みチャレンジする学校教育の充実
(1) 確かな学力の育成
(2) 豊かな心の育成
(3) 健やかな体の育成
(4) 特別支援教育の充実
(5) デジタル化社会に対応する ICT 教育の推進
(6) 学校教育の環境整備
(7) 学校教育指導体制の充実

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 言語活動・理数教育・情報活用能力の充実
- 英語教育や多彩な体験を通じた国際理解教育の充実
- 発達段階に応じた道徳教育の推進
- 安心安全な給食の提供
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進
- 関係機関のネットワークを活用した教育相談支援体制の充実
- インクルーシブ教育の推進
- 先端技術の活用により創造性を育む教育の推進
- ICT を活用した「個別最適化された学び」と教育のデジタル化の推進
- 「笠間版ハイブリット型教育」による多様な学びの推進
- 小中高大連携、小中一貫教育の推進
- 教職員の働き方改革の推進 等

3 持続可能な社会の実現に向けた家庭・地域との連携・協働
(1) 地域で取り組む教育活動の推進
(2) 多様なニーズに対応した教育支援の充実

- 地域とともにある学校づくりの推進
- いじめ・不登校等への対応の充実
- 子どもの貧困対策・児童虐待の根絶・ヤングケアラーの教育の機会の確保に向けた取組の推進 等

4 生涯を通じて学び合い活躍できる環境づくりの促進
(1) 生涯学習環境の充実
(2) 家庭の教育力の向上
(3) 青少年の健全育成
(4) 文化芸術に親しむ機会の充実
(5) 文化財の保護と活用

- 生涯学習機会の創出と学習情報の提供
- ICT を活用した学習機会や多様な内容のプログラムの充実
- 地域との連携とコミュニティの活性化
- 家庭教育の充実
- 青少年健全育成推進体制の確立
- 鑑賞機会の充実
- 日本遺産の取組推進 等

5 誰もが健康で活きみなぎる「かさまスポーツ」の創出
(1) 生涯スポーツの推進
(2) 競技スポーツ・パラスポーツの推進
(3) スポーツ施設の整備充実
(4) スポーツツーリズムの推進

- スポーツ環境の充実と指導者の養成と確保
- 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進
- 世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援
- パラスポーツの認知度向上
- スポーツ合宿・大会の誘致・支援
- 笠間スポーツコミッションの活動推進 等

6 多世代の学びを支える図書館活動の推進
(1) 図書館資料の充実
(2) 図書館利用者サービスの充実
(3) 学校図書館との連携
(4) 子ども読書活動推進計画の取組
(5) 図書館の多機能的な役割の構築

- 収集・整理・保存による図書館資料の整備と充実
- ICT の活用と電子図書館サービスの充実
- 学校図書館に対する支援・連携
- 関係機関と連携した子どもの読書活動の推進
- 図書館の交流拠点としての役割の構築 等

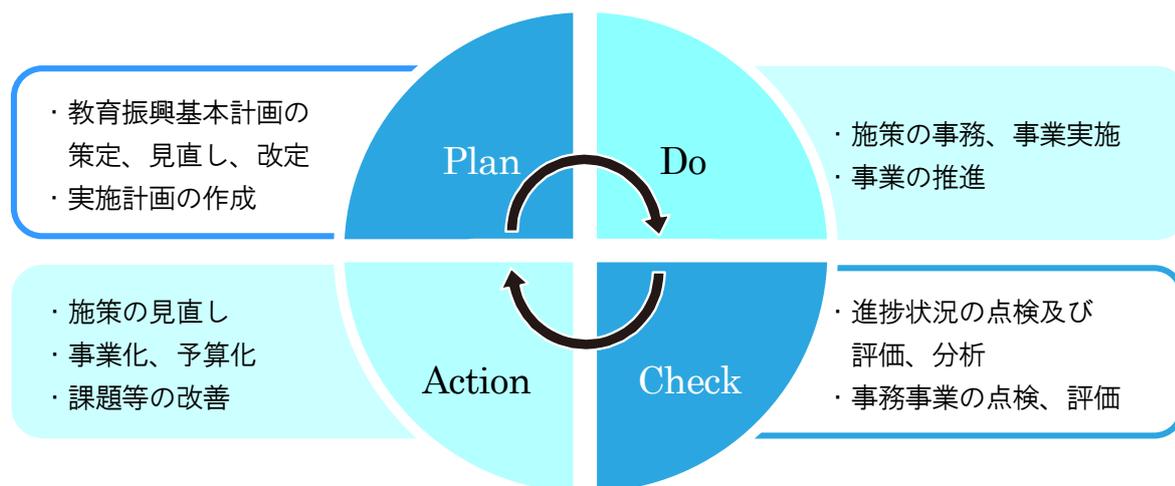
《進行管理の実施と方法》

基本計画に基づく教育を効果的に推進するため、毎年度、進行管理として各事業・施策の点検評価を行います。

基本計画の進行管理は、教育委員会の事業を対象とするとともに、事業内容や指標の進捗状況について、有識者等から評価をいただき、課題等の改善や見直しを行います。これらは、外部評価委員会の評価方法や対象とおおよそ合致するため、外部評価委員会から得た検証と改善に対する助言等を基本計画の評価とし、事業の改善等に繋がります。

特に、具体的な指標に対する数値目標が基本計画に挙げられている事業については、笠間市外部評価委員会事務事業概要説明資料に、数値目標の進捗を確認するための項目「4 第2期教育振興基本計画における指標」を設け、各評価対象事業の成果等指標に、基本計画に記載されている数値目標が含まれているかどうかを記載しております。基本計画に記載されている数値目標を含む場合については、基準値及び実績、次年度の目標値を記載しています。設定された指標が適切かどうか、計画終了年度の目標値に対して実績値や見込値は適切かなどの評価をいただき、次期計画策定時の参考とするほか、必要に応じて指標や目標値等の見直しを行います。

◆基本計画の進行管理に係るPDCAサイクル



◆笠間市外部評価委委員会事務事業概要説明資料（記載例）

4 第2期教育振興基本計画における指標 [数値目標: 有・無]

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
授業に ICT 機器を活用して指導できる教員の割合	56.2%	85.3%	93.2%	84.0%	月に1回 ICT 活用教育研究会にて「ICT 機器を活用した授業」の共有・研究を実施した。
児童生徒の ICT 活用を指導する能力を有する教員の割合	62.9%	74.5%	88.5%	84.0%	授業に使用するアプリの研修をオンラインで開催した。

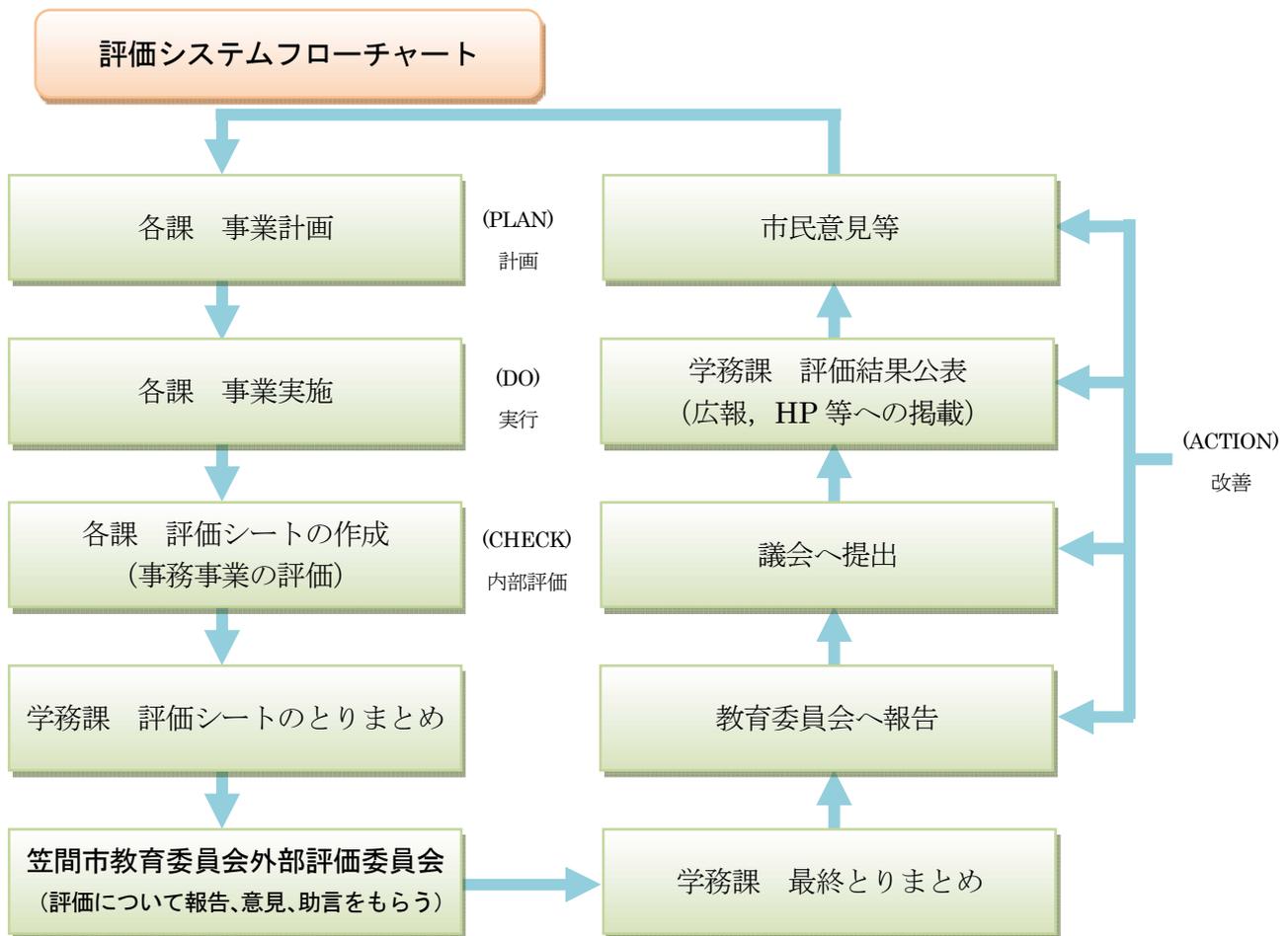
対象となる事業が数値目標を含むかどうか

基本計画に記載されている数値目標

数値目標に関する具体的な取組

第2章 笠間市教育委員会外部評価について

教育委員会が笠間市総合計画に沿って実施した各事務事業等について、所管課が評価シートを作成し、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、市民や学識経験者で構成された「笠間市教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と改善に対する助言等をいただき、事務事業の改善につなげ市民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



(1) 点検・評価のための視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点を持って進めます。

① 市民等の視点

市民やサービスの受け手などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直します。

② コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検します。

③ 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人ひとりが組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進めます。

(2) 点検・評価シートの作成

事業・事務の成果を分析・検証するため点検・評価シートを作成し内部評価を実施します。点検・評価の対象となる施策・事業は、教育委員会所管の事務の中から選択します。

(3) 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主管課長が作成した点検・評価シートに基づき、学識経験者等と各課とのヒアリングを実施し、内部評価に対して客観的な意見や助言をいただきます。

(4) 点検・評価の報告書作成

内部評価及び外部評価をまとめた点検・評価シートを報告書案として教育委員会の会議に付議し、議会へ提出する報告書を作成します。

第3章 評価の方法について

(1) 内部評価の視点

事業の成果を測定するとともに課題を把握することにより、事務事業を改善するため、以下の3つの評価項目について評価を行う。

① 一次評価

評価項目	項目の説明
1 必要性	①行政関与の必要性 《目的達成に向けて、行政の範囲は行政の役割から見て適切か？また市民の意向や社会の要請から見て適切か？》 ②基本計画との整合性、対象と意図の妥当性 《目的（対象と意図）は基本計画と結びついているか？実態（社会環境の変化）に合っているか？》
2 有効性	③成果の向上余地 《成果は、昨年度と比べてどうであったか？工夫をすることで今後、更なる成果向上ができるか？》 ④成果の波及効果 《全市民、または多くの市民や他の施策への波及効果があるか？》
3 効率性	⑤事業費の削減余地 《活動量を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の見直し、市民の協力など）》 ⑥人件費の削減余地 《活動量を下げずに人件費を削減できないか？（業務プロセスの見直し、個々の業務の効率化等、業務委託や臨時職員雇用等）》

② 総合評価

一次の評価項目に関連するコメント、課題・問題点などについて総合的な評価をします。

(2) 外部評価の視点

①評価の客観性、信頼性の確保を図るため、内部評価の客観性を検証します。

- ・指標の設定は適切か
- ・現状の把握や課題の認識がされているか
- ・分析を踏まえ、論理的な方向性が選択されているか

②職員の意識改革・事務事業の改善につなげるため、課題解決への取組みを検証します。

- ・事務事業が課題解決の手段として妥当か
- ・事務事業の実施方法は妥当か
- ・事務事業の効果、効率性は適切か

③基本計画に記載されている数値目標を含む事業について、指標を評価します。

- ・指標の設定は適切か
- ・目標値、見込値の設定は適切か

(3) 教育委員会外部評価の流れ

	<p>説明者：事務事業所管課長、施設長 内 容：事務事業概要説明資料を基に、事業の要点や補足説明を行う（委員は、事前に資料に目を通してしているので補足説明を中心に） ◇事業の趣旨・目的，事業内容（目標，期限等を含む），進捗，成果，課題など。</p>
	<p>質 問：委員 ⇒ 説明者、一問一答形式 内 容：委員から説明者に対して、評価の判断材料としての質問 議 論：委員同士で議論 ◆客観性の検証（内部評価の精度向上） 目的の是非、設定指標の適否、現状把握及び課題の認識、分析を踏まえた論理的な方向性の選択の是非 ◆課題解決への取組 課題解決の手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。</p>
	<p>各委員が、各自「評価シート」に評価とコメントを記入（上記議論中の記入も可） ◇「現行どおり継続」、「改善し、継続」、「休止」、「廃止」から選択 ◇理由や改善点の詳細などコメントを記入</p>

笠間市教育委員会外部評価委員会委員(敬称略)

	氏 名	備 考
委員長	石 井 純 一	茨城大学 全学教職センター 特任教授
副委員長	松 橋 義 樹	常磐大学 人間科学部教育学科 助教
委員	川 又 義 祐	元笠間市校長会長
委員	谷田部 有 沙	元笠間市PTA連絡協議会長
委員	宇留野 朋 子	株式会社アドバンフォース 管理部 部長

第4章 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員の選任状況（令和4年6月24日現在）

職名	氏名	備考
教育長	小沼公道	委員任期 R 3.4. 1 ~ R 6.6.23
教育長職務代理者	戸田浩二	委員任期 H29.6.24 ~ R 7.6.23
委員	鳥羽田 信	委員任期 H30.6.24 ~ R 8.6.23
委員	吉崎 静夫	委員任期 R 1.6.24 ~ R 5.6.23
委員	菊池 由美	委員任期 R 3.6.24 ~ R 6.6.23

(2) 教育委員会会議の開催状況

令和4年度 教育委員会会議開催状況

	定例会	臨時会	教育委員会協議会等
実施回数（回）	12	2	13
議案件数（件）	26	6	—
報告件数（件）	20	0	31

令和4年 4月26日（火） 第4回教育委員会定例会

審議案件

議案第16号 笠間市文化財保護審議会への諮問について

報告案件

報告第5号 笠間市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

報告第6号 笠間市教育支援委員会調査員の委嘱及び任命について

報告第7号 笠間市社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第8号 笠間市スポーツ推進委員の委嘱について

報告第9号 笠間市資料館運営委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和4年 5月17日（火） 第5回教育委員会定例会

報告案件

報告第10号 叙位叙勲の推薦について

報告第11号 笠間市図書館協議会委員及び笠間市子ども読書活動推進会議委員の任命について

報告第12号 笠間市立学校運営協議会委員の任命について

令和4年 6月28日（火） 第6回教育委員会定例会

審議案件

議案第 17 号 笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第 18 号 笠間市指定天然記念物の指定変更について

報告案件

報告第 13 号 叙位叙勲の推薦について

報告第 14 号 令和 4 年第 2 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告第 15 号 第 26 回参議院議員通常選挙における職員の兼務（充当、事務従事）の協議について

令和 4 年 7 月 26 日（火） 第 7 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 19 号 令和 5 年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について

報告案件

報告第 16 号 高齢者叙勲の推薦について

令和 4 年 8 月 17 日（水） 第 8 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 20 号 令和 4 年第 3 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第 17 号 笠間市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和 4 年 9 月 27 日（火） 第 9 回教育委員会定例会

審議案件 なし

報告案件

報告第 18 号 高齢者叙勲の推薦について

令和 4 年 10 月 18 日（火） 第 10 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 21 号 令和 4 年第 4 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第 19 号 叙位叙勲の推薦について

令和 4 年 11 月 22 日（火） 第 11 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 22 号 令和 4 年度笠間市教育委員会外部評価報告書について

報告案件

報告第 20 号 茨城県議会議員及び笠間市議会議員一般選挙における職員の兼務（充当、事務従事）の協議について

令和4年12月21日（水） 第12回教育委員会定例会

審議案件 なし

報告案件

報告第 21 号 叙位の推薦について

報告第 22 号 令和4年第1回笠間市議会臨時会提出議案について

令和5年 1月24日（火） 第1回教育委員会定例会

審議案件

議案第 1 号 笠間市文化財保護審議会への諮問について

議案第 2 号 笠間市制服等購入助成金交付要綱について

報告案件

報告第 1 号 笠間市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

報告第 2 号 令和5年第1回笠間市議会臨時会提出議案について

令和5年 2月21日（火） 第2回教育委員会定例会

審議案件

議案第 3 号 令和5年第1回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

議案第 4 号 笠間市高校生等生活応援助成金交付要綱について

報告案件 なし

令和5年 3月15日（水） 第1回教育委員会臨時会

審議案件

議案第 5 号 校長の人事内申について

報告案件 なし

令和5年 3月17日（金） 第2回教育委員会臨時会

審議案件

議案第 6 号 令和5年度笠間市教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第 7 号 笠間市教育相談員設置規則を廃止する規則について

議案第 8 号 笠間市英語指導助手就業規則を廃止する規則について

議案第 9 号 笠間市外国語指導助手任用規則を廃止する規則について

議案第 10 号 笠間市中心の教育相談員設置要綱を廃止する訓令について

報告案件 なし

令和5年 3月28日(火) 第3回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第11号 笠間市立学校医及び学校歯科医の解職及び委嘱について
- 議案第12号 市史研究員の委嘱について
- 議案第13号 笠間市立学校運営協議会委員の委嘱について
- 議案第14号 笠間市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について
- 議案第15号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第16号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則を廃止する規則について
- 議案第17号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について
- 議案第18号 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第19号 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する要綱等を廃止する告示について
- 議案第20号 笠間市立公民館ふれあいルームに関する運営要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第21号 笠間市教育委員会の管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正について
- 議案第22号 大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則について
- 議案第23号 笠間市第3子以降学校給食費免除実施要項について
- 議案第24号 第2次笠間市スポーツ推進計画について
- 議案第25号 笠間市指定有形民俗文化財の指定名称を変更して指定することについて

報告案件 なし

(3) 教育委員会会議以外の活動(各種会議・研修会・学校訪問等)

令和4年4月	教職員辞令交付式 校長研修会 新任管理職研修会 新規採用教職員研修会 春の交通安全キャンペーン 開会式 茨城県都市教育長協議会総会及び茨城県市町村教育長協議会総会 笠間市スポーツ推進委員協議会総会 教育部所属長会議 教頭会定期総会 ICT活用教育研究会 家庭教育担当者会議 英語教育強化推進事業に係る事業説明会
5月	学校経営研修会開講式 英語でサッカー教室 第1回管内市町村教育委員会教育長等会議

	<p>文化財保護審議会 茨城大学教育学部教育実習運営協議会 台湾交流給食 第8回笠間市長杯スナッグゴルフ大会 笠間市郷土資料館運営委員会 笠間市スポーツ少年団第1回常任委員会 市働き方改革推進委員会 水戸管内社会教育主事会 かさま志民大学合同開講式 校長研修会 水戸税務署管内租税教育推進協議会第24回定期総会 所課長訪問 社会教育委員会議並びに公民館運営審議会 管理訪問 第1回保幼小連絡協議会 笠間市青少年相談員全体会 第1回市町村教育委員会教育長会 子ども大学開講式</p>
6月	<p>大原小学校150周年記念講演会 笠間市立学校事務共同実施協議会 学校警察連絡協議会 第18回スナッグゴルフ対抗戦茨城県予選会 校長研修会 茨城県第4採択地区第1回教科用図書選定協議会 学校運営協議会 所課長訪問 笠間市国際交流協会総会 第21回全国こども陶芸展 in かさま審査会 岩間消防署起工式 日本ラグビー協会体験授業 図書館協議会 茨城県社会教育主事会 水戸生涯学習センター講座 管理訪問</p>
7月	<p>第6回全国子ども絵画コンクール in かさま 審査会 管理職面接 茨城県第4採択地区 第2回教科用図書選定協議会 所課長訪問 管理訪問 笠間市英語プレゼンテーションフォーラム 指導主事面談 管理訪問 算数・数学教育推進研修会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 台湾交流給食</p>

	<p>教育施設訪問 全日本合気道少年少女錬成大会 校長研修会 夏の交通事故防止県民運動キャンペーン 第21回全国子ども陶芸展 in かさま表彰式 令和4年度茨城県市町村教育長協議会夏期研修会（オンライン） 笠間市スポーツ推進審議会 いじめ調査委員会</p>
8月	<p>スナッグゴルフ親子大会 表彰式 全国学力・学習状況調査検討委員会 民生委員推進会 部活動委員会 校長研修会 茨城大学 教育課程連合会（オンライン） スポーツコミッションオープニングセレモニー</p>
9月	<p>給食試食会 みなみ学園講演会 地球を守ろう講演会 茨城アストロプラネッツ 2022 シーズン南地区優勝報告会 管理訪問 第2回管内市町村教育委員会教育長等会議 笠間市民美術展覧会表彰式 所課長訪問 市長と学校長の教育に関する意見交換会 校長研修会 英語教育推進連絡協議会 台湾交流給食 笠間焼誕生 250周年記念シンポジウム 福祉団体等支援事業 映画上映会 第23回友部LC杯近郊少年野球大会表彰式 浦安市立高洲中学校民家体験歓迎式 検定委員会</p>
10月	<p>こども育成支援センター講演会 重要文化財彦部家屋敷 市民茶会 「私の好きな笠間」図画コンクール審査会 笠間市教育委員会外部評価委員会 校長研修会 管内教育委員会人事情報交換会 ダイバー講演会 管理訪問 教頭会中央ブロック研修会 ふるさと祭り in 笠間少年相撲大会 県北管内社会教育主事会 所課長訪問 ゴルフ体験学習</p>

	<p>地方創生本部会議 茨城アストロプラネッツ 2022 シーズン報告会 BMX Challenge Games KASAMA2022</p>
11月	<p>友部第二中学校合唱コンクール 牧野貞善展図録制作報告 校長会研究発表会 福原地区運動会 笠間市合唱祭 友部第二小学校道徳授業 B&G 全国教育長会議 茨城県教育会講演会 県北生涯学習センターボランティア講座 NITTAIDAI×自治体フォーラム 2022 第6回笠間市こども理科自由研究プレゼン大会 人権講演会 かさま志民大学 校長研修会 部活動地域移行説明会 かさましこ日本遺産講演会 みなみ学園道徳授業</p>
12月	<p>交通事故防止県民運動 笠間市学校防災推進委員会・研修会 笠間市長杯バスケットボール大会 学校経営研修会 台湾教育交流 20 周年記念事業 稲田中学校道徳授業 茨城大学 令和4年度教育実習運営協議会（オンライン） 水戸協同病院倫理委員会 岩間第三小学校体験活動発表会 第17回かさま陶芸の里ハーフマラソン 総合教育会議 校長研修会 鳥インフルエンザ対策会議 スポーツ推進審議会 子ども大学閉校式 新型コロナウイルス感染症対策本部会議</p>
令和5年1月	<p>第60回県下中学校交歓駅伝大会監督者会議 茨城県陶芸美術館セレモニー 二十歳の集い 消防出初式 水府学院成人式 第60回県下中学校交歓駅伝大会 笠間市 PTA 連絡協議会研修会 校長研修会 学校事務研修会</p>

	算数・数学教育推進研修会 学校警察連絡協議会 笠間市長杯ドッジボール選手権大会
2月	英語教育推進連絡協議会 いじめ防止対策連絡協議会 臨時校長研修会（オンライン） 第10回いばらきっ子郷土検定県大会 校長研修会 笠間市学力向上研修会 笠間市行政改革推進本部 地方創生本部会議 プロモーションビデオ上映会 茨城県市町村教育長協議会 冬季研修会（オンライン会議） 学校運営協議会・連絡協議会 県北社会教育主事研修会 岩間第二小学校運営協議会 笠間歴史フォーラム 学校間連携推進協議会 算数数学オリンピック表彰式
3月	日本ウェルネス高等学校 卒業式 こども育成支援センター講演会 台湾芸術大学 オンライン学習 茨城県文化審議会 茨城県陶芸美術館 セレモニー参加 スポーツ推進審議会 水戸協同病院倫理委員会 笠間市防災会議 黄色い帽子贈呈式 音楽の祭典～Spring Concert～

（４）令和４年度教育委員会の予算状況

市予算に占める教育費の割合

単位：千円

	予算額	支出済額（決算額）	翌年度繰越額
市予算総額	36,644,462	34,301,478	738,572
うち教育費	3,096,470	2,849,668	72,688
割合	8.45%	8.31%	9.84%

教育費予算額

単位：千円

	予算額	（構成比）	支出済額（決算額）	翌年度繰越額
教育総務費	729,041	23.55%	684,998	0
小学校費	563,061	18.18%	494,408	40,833
中学校費	378,488	12.22%	338,491	14,945
幼稚園費	37,020	1.20%	28,204	0
社会教育費	720,242	23.26%	667,730	1,287
保健体育費	668,618	21.59%	635,837	15,623
合計	3,096,470	100%	2,849,668	72,688

第5章 外部評価対象事業資料

- 1 図書館
（1）図書館サービス事業、電子図書館運営事業

- 2 公民館
（2）公民館講座運営事業

- 3 生涯学習課
（3）家庭教育事業

- 4 生涯学習課 文化振興室
（4）指定文化財保護事業

- 5 生涯学習課 スポーツ振興室
（5）スナッグゴルフ大会事業

- 6 学務課
（6）G I G Aスクール運営事業

（7）学校プール民営化事業

- 7 学務課 おいしい給食推進室
（8）学校給食生産者支援事業

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	図書館サービス事業 電子図書館運営事業
-------	------------------------

担当課	笠間市立図書館
-----	---------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

図書館法に基づき、市民生活に必要な図書館資料を収集・整理・保存して、市民一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として図書館サービスを展開しており、貸出点数は人口8万人未満の市区の公立図書館において、10年連続で全国第1位となっている。

しかしながら、スマートフォンやタブレットなどの爆発的な普及に伴い、情報へのアクセス手段は多様化を極めてしている。そのことにより、従来の書籍の役割も変化してきており、貸出点数や来館者数は年々減少傾向にある。

多様性の時代、幅広いニーズに対応するための選書をはじめ、電子図書館によって家庭にしながら読書を楽しんだり、情報を得たりすることができる環境作りに取り組んでいる。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- ・平成18年10月 開館時間延長
- ・平成21年4月 全祝日開館開始
- ・平成25年4月 ツイッターによる情報発信開始
- ・令和2年5月 土日祝日開館時間短縮
- ・令和3年1月 電子図書館開設
- ・令和4年4月 土日祝日開館時間短縮

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- ・資料の①収集（選定・発注及び地域資料の収集等）
 - ②整理・管理（データ作成・装備・修理・配架等）
 - ③提供（貸出・相互貸借・予約・リクエスト・特集展示等）
 - ④案内・調査（レファレンス）
- ・利用促進に向けた事業の実施（ブックスタート・としょかん1年生・おはなし会・子ども読書フェスティバル・図書館クイズ等）
- ・学校との連携（資料貸出・図書館見学・職場体験・図書館だよりの発行等）
- ・音訳資料の作成及び提供（ボランティア）
- ・スキルアップ研修（職員、ボランティア）
- ・ギャラリー展示
- ・電子図書館の運営

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標： 有 ・ 無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
図書館蔵書貸出点数	956,258点	980,869点	990,625点	1,017,950点	資料の充実を図り、特集等を実施して貸出増加を図った。
図書館蔵書点数	586,068点	590,416点	596,202点	597,150点	利用者のニーズに対応した資料の整理保存を実施した。
図書館資料案内・調査件数（レファレンス件数）	5,760件	6,154件	6,501件	6,625件	分かりやすい検索・配置を整備した。
公式ツイッターフォロワー数	2,667件	2,827件	3,017件	3,100件	イベントや資料等に関する情報発信に努めた。
電子図書館貸出点数	1,706点	13,358点	16,036点	18,250点	利用者のニーズに対応した資料の充実を図り、特集等を実施して貸出増加を図った。
団体貸出点数	17,615点	15,217点	18,079点	18,310点	資料の充実を図り、各種団体等に資料の提供を実施した。

学校等への貸出点数	5,261点	3,766点	5,411点	6,000点	資料の充実を図り、授業に必要な資料の提供を実施した。
おはなし会・読書フェスティバル参加者数	2,383人※	888人	1,686人	2,350人	定期的におはなし会を実施した。
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（小4～6年生）	55.8%	55.2%	59.9%	62.0%	学校との連携による児童の読書の習慣化を図った。
図書館入館者数	495,679人※	328,237人	341,921人	381,500人	特集やイベント等を実施して入館者増加を図った。
ギャラリー使用率	97.2%※	70.5%	83.3%	87.0%	ギャラリーや関係資料提供により、各団体の活動を支援した。

※コロナ禍の影響があるため、令和元年度の値を基準としています。

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
人件費	71,671,958	会計年度任用職員29名分等
報償費	150,890	講師謝礼
需用費	9,023,519	消耗品費、食糧費、印刷製本費等
役務費	335,700	通信運搬費、傷害保険料等
委託料	12,700,829	図書館システムデータ移行業務等
使用料及び賃借料	8,854,296	図書館システム、電子書籍使用料等
備品購入費	20,999,720	備品購入費（資料）
負担金補助及び交付金	134,000	負担金等
合 計	123,870,912	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

<ul style="list-style-type: none"> ・図書館 県内 37/44 市町村（55館） ・電子図書館 県内 16/44 市町村

7 今後の課題・方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに合った資料の充実と効率的な図書館運営 ・子ども読書活動の推進 ・電子図書資料の利用促進 ・友部図書館のあり方の検討

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に居住地の制限を設けていないため、市外、県外の利用者も多い。 ・貸出点数が無制限（視聴覚資料は10点）など、利用者の利便性を重視した運営を行っている。 ・笠間市に関連する郷土資料や笠間焼に関する資料の収集を積極的に行っている。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
<ul style="list-style-type: none"> ● 必要性が高い ○ 一定の必要性がある ○ 必要性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果がある ● 一定の効果がある ○ 効果がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的である ● おおむね効率的である ○ 効率的でない

10 関係法令

<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法 ・文字・活字文化振興法 ・子どもの読書活動の推進に関する法律 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
--

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	公民館講座運営事業	担当課	笠間市立公民館
-------	-----------	-----	---------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

市民の教養の向上や健康増進等を図るため、各種講座を開設することにより、生活文化の向上や社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

従来の公民館講座は、笠間・友部・岩間それぞれに企画運営をしていたが、広く市民に学習機会を提供することが必要であることから、「かさま志民大学」や「かさま子ども大学」等を開校し、3館合同で各種講座を実施した。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- ・令和元年度～：かさま子ども大学（小学校4～6年生対象）を開校。子どもたちの好奇心等に応え、知的な世界を開くことを目的として実施している。
- ・令和2年度～：かさま志民大学を開校。大学や研究機関の専門的な知識を学んだり、市民が地域のために活動する力を高めることを目的として実施している。
- ・令和2年度～：かさま志民オンライン講座を開始。コロナ禍による市民の学習機会を継続するため実施している。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

かさま志民大学やかさま子ども大学等の各講座において、持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、「時代に対応した学び」の充実を図り、市民の誰もが生涯にわたり学習できる機会を提供した。

○令和4年度実績

- ・かさま志民大学 30講座（延べ59回） 延べ受講者数：1,389人
オープンカレッジ（4講座）、デジタルコース（4講座）、歴史・文化コース（4講座）
自然・環境コース（3講座）、子育て応援コース（4講座）、暮らし・健康コース（7講座）
楽しく習うコース（4講座）
- ・かさま子ども大学 13講座 延べ受講者数：361人
開校式、サイエンスコース、芸術コース、笠間たんのうコース、閉校式
- ・サマースクール 9講座 延べ受講者数：137人
- ・かさま志民オンライン講座 3講座 延べ視聴数：609回

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
公民館利用者数	55,241人	98,095人	131,448人	145,000人	各種講座の開設や学習機会、学習情報の充実・強化を図ることで、公民館利用者の増加を狙う。
公民館講座参加人数	608人	26,630人	2,496人	2,800人	各種講座への参加者の増加を狙う。

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
報償費	882,000	講師謝礼
旅費	3,020	普通旅費
需用費	234,914	消耗品費、食糧費、印刷製本費
役務費	96,936	通信運搬費
合 計	1,216,870	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

近隣自治体（城里町、茨城町、小美玉市、那珂市、大洗町等）においても、同様の公民館講座に取り組んでいる。

〔取組事例〕 パソコン講座、自然講座、歴史講座、英会話教室、書道教室、水彩画教室、料理教室
家庭菜園講座、健康体操、陶芸教室、ハイキング、ウォーキングなど

7 今後の課題・方向性

今後も、現在の社会情勢や地域資源、人材などの情報を、常に多方面から収集することにより、市民が求めている講座の充実を図ることが重要になる。

また、公民館講座の受講者は、現状ではシニア世代が中心になっているが、子育て世代などが受講できる講座を企画運営していくことが必要である。

なお、急速に変化するデジタル化社会に対応できる内容を充実させることも重要になる。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- ・志民大学、子ども大学とも、コースを分けて受講生を募集している。
- ・令和3年度文部科学省「優良公民館表彰」において、笠間公民館が最優秀館に選定された。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
● 必要性が高い	○ 効果がある	○ 効率的である
○ 一定の必要性がある	● 一定の効果がある	● おおむね効率的である
○ 必要性が低い	○ 効果がない	○ 効率的でない

10 関係法令

社会教育法第3条・第20条・第22条（抜粋）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目標達成のために、おおむね次の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	家庭教育事業	担当課	生涯学習課 社会教育 G
-------	--------	-----	--------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

家庭は、子どもたちにとって安心できる場所であり、基本的な生活習慣や社会性の基盤を育む場所である。

しかし、近年は家族構成の多様化により、家庭教育の機能が失われつつあり、また、地域コミュニティの衰退により、社会教育の機会が減少し、その結果、子どもたちの健やかな成育を阻害する原因ともなっている。この結果、家庭・地域・学校の役割のバランスが崩れ、特に学校の負担が増加している傾向にあることが問題となっている。

そのため、保護者の教育力と地域における教育力の双方の向上を図るため、家庭教育学級を組織的・計画的に実施する。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

「家庭教育学級」とは、保護者が家庭での教育について学ぶための事業である。市内の保育所や保育園、幼稚園、こども園をはじめ、小・中・義務教育学校に通う子どもの保護者が学級生となり、様々なテーマの講演会や親子活動等を自ら計画、実施する。

なお、家庭教育事業は、教育基本法および茨城県家庭教育を支援するための条例に基づき、笠間市では生涯学習課が支援している。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- ①市内の園等 17 学級において、合計 52 回の学級を実施した。（延べ 3,770 家庭）
- ②市内学校等 16 学級において、合計 50 回の学級を実施した。（延べ 2,820 家庭）
- ③就学時健康診断において、11 校で合計 14 回の講話を実施した。（541 名）
- ④公民館および保健センターにおいて、合計 24 回の講話を実施した。（141 名）
- ⑤市内の企業・事業所において、合計 19 回の講話または資料配付を実施した。（868 名）

【参加者の感想】

「未就学児に適したテーマの創作活動では、親子で楽しく作業ができた。」「スクールカウンセラーを講師に招き、小学校 2 年生への進級に向けた保護者の心構えを共有できた。」「メディア教育指導員による講演会では、中学生の実態に即した SNS の現状と利用の仕方について知ることができた。」などの肯定的な感想が得られた。

4 第 2 期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
家庭教育学級参加率（就学前）	新規※	80.0%	85.0%	87.0%	3・4 か月児相談時 24 回 141 名 就学時健康診断 11 校 14 回 541 名 幼稚園等の幼児施設 17 学級 52 回 延べ 3,770 家庭
家庭教育学級参加率（小・中学校）	71.0%※	73.0%	78.0%	81.0%	市内学校等 16 学級 50 回延べ 2,820 家庭

※コロナ禍の影響があるため、令和元年度の値を基準値としています。

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
講師謝礼	196,500	講師 24 名 (謝金 5,000~10,000 円)
消耗品	4,244	
合 計	200,744	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

実施回数や参加率に差はあるが、県内の全市町村で実施している。

7 今後の課題・方向性

- 各学級により積極性が異なり、保護者同士のコミュニケーションの機会が少ない活動となってしまう学級や外部講師の活用を見送る学級もあり、また、感染症の状況により開催を見送る学級も見られた。
- 感染症の状況が一定程度、落ち着いたことから、家庭教育学級を活性化するため、学校等へ複数回の実施や内容の充実を呼びかけて実施率 100%に戻すことを目指す。また、各家庭の参加率を現状の 70~80%程度から、90~95%を目指す。
- 「子育てに関する対話」と「人権教育」を必須項目にするとともに、学級担当者との連絡を密にし、真に必要なとする支援を行う。また、対話を重視した学級の運営方法などについて、学級担当者の研修を行う。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- 企業における家庭教育学級の開催は 19 事業所であり、県内において、行政と共催で開催した数値としては、突出した件数となっている。
- 企業における学級を活性化することで、地域における教育力の向上を目指している。

9 内部評価

必要性（項目 1 を評価）	有効性（項目 3 を評価）	効率性（項目 5 を評価）
<input checked="" type="radio"/> 必要性が高い <input type="radio"/> 一定の必要性がある <input type="radio"/> 必要性が低い	<input checked="" type="radio"/> 効果がある <input type="radio"/> 一定の効果がある <input type="radio"/> 効果がない	<input checked="" type="radio"/> 効率的である <input type="radio"/> おおむね効率的である <input type="radio"/> 効率的でない

10 関係法令

教育基本法、茨城県家庭教育を支援するための条例

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	指定文化財保護事業	担当課	生涯学習課 文化振興室
-------	-----------	-----	-------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となつたか。）

第二次世界大戦中・戦後の混乱による多くの文化財の焼失・荒廃という状況の中で、昭和24年に法隆寺金堂の壁画が焼失したことを契機として、翌25年に「文化財保護法」が制定された。

法に則り文化財の保存、活用を図り後世に継承する事業に取り組んでいる。

※笠間市文化財保護条例(目的)第1条【抜粋】

文化財保護法及び茨城県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財【国及び県の指定を受けたもの】以外の文化財で、管内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

文化財に関する重要事項について文化財保護審議会で調査、審議する。また、国、県、市指定文化財の保存修復、維持管理に係る経費に対して補助金を交付するとともに、維持管理については消防署と連携し、文化財防火デーに合わせた立入検査を実施している。

令和3年の法改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備に資するため、「登録無形文化財・登録無形民俗文化財、及び地方登録制度」を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとしている。

- ・指定文化財 国8件 県23件 市119件 合計150件
- ・国登録有形文化財 2件（歴史民俗資料館・富田家住宅）

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

指定文化財保護のため次の取組みを実施した。

- ・文化財保護審議会を年4回開催し、指定候補物件の現地調査や指定、変更に対する諮問等を実施
- ・高寺2号墳出土遺物の直刀3振のさびを防ぐための保存処理業務委託を実施
- ・指定文化財の説明看板設置、案内看板等の改修工事を実施（5箇所）
説明看板：岩谷寺、如意輪寺、小原神社
案内看板：南友部の「マキ」、小原神社
- ・指定文化財の保存修理や保護柵設置、防災設備保守点検等に補助
重要文化財 3件（事業費に対する国、県の補助額を差し引いた額の1/2を市が補助）
（塙家住宅の防災施設整備及び消防設備保守点検、笠間稲荷神社本殿の建造物保存修理）
市指定文化財 2件（事業費の1/2を補助）
（高房神社本殿の消防設備保守点検、吾国山のカタクリ群生地のカタクリ保護柵の更新）

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
文化財保護審議会委員報酬	157,500	
事業推進報償費	14,640	
消耗品費	117,770	
食糧費	3,110	
印刷製本費	13,200	
諸手数料	8,010	
保存処理業務委託料	1,518,000	保存処理業務委託
指定文化財説明板設置工事費	540,100	看板設置
茨城県文化財保護協会負担金	3,000	
指定文化財管理費補助金	2,305,700	修理や防災設備保守点検等補助
合 計	4,681,030	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

近隣自治体や類似団体において類似事業に取り組んでいる。

【参考】文化庁ホームページから

地方文化財保護審議会の設置状況

- ・都道府県、政令指定都市、中核市：100%
- ・その他の市、特別区、町、村：95.5%

7 今後の課題・方向性

市内150件の指定文化財は、そのほとんどが神社や個人の所有となっている。特に神社等では、人口減少などによる社会構造や思考の変化等により、神社と氏子との関係が希薄となり、本来の氏子の役割が十分果たされていないことで、維持・管理が行き届かないといった状況がみられ、今後、指定文化財の管理への影響が懸念される。

このような文化財保護の観点からすると、特に建造物に関しては、私有財産であるため、国や県、市の補助制度があるとしても、修繕や点検にかかる費用などが所有者の負担となっている。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

文化財保護法第4条では、「文化財の所有者等は文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用を努めなければならない。」としており、保存だけでなく公開活用についても言及しているところが特徴的。

市では、文化財公開を2年に1回開催し、貴重な文化財を実際に観覧する機会を設けている。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
● 必要性が高い	● 効果がある	○ 効率的である
○ 一定の必要性がある	○ 一定の効果がある	● おおむね効率的である
○ 必要性が低い	○ 効果がない	○ 効率的でない

10 関係法令

- ・文化財保護法
- ・笠間市文化財保護条例
- ・笠間市文化財保護審議会条例
- ・笠間市文化財保存事業補助金交付要綱

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	スナッグゴルフ大会事業	担当課	生涯学習課 スポーツ振興室
-------	-------------	-----	---------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

平成15年宍戸ヒルズを会場に、「日本ゴルフツアー選手権」が開催され、市内全小学校にスナッグゴルフセットが寄贈。これをきっかけに、平成16年より小学生を対象にしたスナッグゴルフ大会も併せて開催。

ゴルフは大人だけ、また一部の愛好者のスポーツと思われがちだが、ゴルフの行程で起こる様々なトラブルや状況に対し、課題を乗り越えて進んでいくプレー性に着目し、子どもたちの人材育成や人格形成を目的にスナッグゴルフを推奨している。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

○5月の「市長杯スナッグゴルフ大会」の運営のほか、6月にJGTOが主催する「全国大会の地区予選会」と、8月に宍戸ヒルズが主催する「親子大会」の運営支援を行なっている。

平成15年10月 市内全小学校にスナッグゴルフセットの寄贈（森ビル株式会社・日本ゴルフツアー機構（JGTO））。

平成16年6月～ スナッグゴルフ対抗戦 JGTO カップ全国大会の地区予選会を、宍戸ヒルズで開催。

平成16年8月 体育指導員、小学校教諭、PTAが参加してのスナッグゴルフ指導講習会を開催。

平成17年5月～ JGTOによるスナッグゴルフ練習会を宍戸ヒルズで開催。

平成17年度～ スナッグゴルフ親子大会を宍戸ヒルズ主催で開催（笠間市教育委員会共催）。

平成27年5月～ 第1回笠間市長杯スナッグゴルフ大会を宍戸ヒルズで開催。

令和4年5月 市長杯大会にコロナ交付金を活用し、女子プロゴルファー及び宍戸ヒルズの研修生の協力のもと、ドリームチームを結成し競技に参加。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

スナッグゴルフを通じて、子どもたちに協力、誠実、我慢、礼儀などの価値観・道徳観を養った。

現在、プロゴルファーとして活躍している笠間市出身の若手選手の多くも、小学生時代にスナッグゴルフを経験している。

子どもの頃にスナッグゴルフを経験すると、将来ゴルフを行う確率が上がる（10%→30%アメリカでの調査結果）ことから、ゴルフ人口の下支えとなっていると考える。

【笠間市出身プロゴルファー】

・畑岡 奈紗 ・星野 陸也 ・金澤 志奈 ・佐久間 綾女 ・大貫 渉太郎

4 第2期教育振興基本計画における指標 [数値目標： 有 ・ 無]

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
報償費		
記念品代	54,997	参加賞・感謝品
協力者謝礼	160,000	プロゴルファー(2名)・研修生(2名)謝礼
需用費		
消耗品費	5,778	賞状用紙等
役務費		
傷害保険料	1,618	参加者(60名)保険料
合 計	222,393	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

埼玉県川越市：川越市小学生スナッグゴルフ大会（5 初、市内小学生 60 名を募集）

7 今後の課題・方向性

2020 東京オリンピックでは、ゴルフ競技において、台湾のホストタウンとなり、現在も台湾ゴルフ協会と交流を継続している。

令和 5 年 9 月には、市とスナッグゴルフジャパンが渡台し、台北の小学校でスナッグゴルフの講習会などを行い、12 月に台湾の小学生 6 名と指導者 2 名を日本に招待し、市内小学生とのスナッグゴルフ交流大会の実施を予定している。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

小学校、義務教育学校の生徒や保護者、教諭、地域の指導者、そして会場をお貸しいただいているゴルフ場など、地域が一丸となった協力体制により支えられ実施している。

9 内部評価

必要性（項目 1 を評価）	有効性（項目 3 を評価）	効率性（項目 5 を評価）
<input checked="" type="radio"/> 必要性が高い <input type="radio"/> 一定の必要性がある <input type="radio"/> 必要性が低い	<input checked="" type="radio"/> 効果がある <input type="radio"/> 一定の効果がある <input type="radio"/> 効果がない	<input checked="" type="radio"/> 効率的である <input type="radio"/> おおむね効率的である <input type="radio"/> 効率的でない

10 関係法令

--

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	GIGA スクール運営事業（小学校費、中学校費）	担当課	学務課 総務 G
-------	--------------------------	-----	----------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

令和元年12月に文部科学省は、全国の児童・生徒1人に1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークなどを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育が受けられるよう「GIGAスクール構想」を打ち出した。

本市においても「情報活用能力を育成し、確かな学力を身に付けるICT教育」を目標に掲げ、学校教育の質を高めることにより、児童生徒の学習意欲や能力の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」に取り組んでいる。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

令和3年3月	GIGA スクールの整備
	○タブレット端末の購入（iPad 3,240台 chromebook 2,638台）
	○大型掲示装置の整備（238台）
	○各学校にインターネット回線、無線LAN、アクセスポイントを整備
	○学習系システムを整備
令和3年5月	GIGA スクールの運用開始

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

コロナ禍における休校措置の際にオンラインにて授業を行い、学びの継続に大きな役割を果たした。

ICT教育環境の利点を生かしたオンライン集会や、遠隔授業として国内外の他校の児童生徒との交流、ゲストティーチャーによる講演会の配信、不登校児童生徒への授業動画配信に取り組んでいる。ロイロノートを用いて思考を可視化・共有する共同学習の実施、AIドリル「すららドリル」や「いばらきオンラインスタディ」などのデジタル教材の活用によって、児童生徒の習熟度に合わせた学習を実施。

また、「茨城県統計グラフコンクール入選」や、キャリア教育として児童生徒によるスイートポテトの企画販売を地元企業と共同で行う等、児童生徒が主体となって端末を活用する事例も見られる。

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標： 有 ・ 無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
授業にICT機器を活用して指導できる教員の割合	56.2%	85.3%	93.2%	84.0%	月に1回ICT活用教育研究会にて「ICT機器を活用した授業」の共有・研究を実施した。
児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合	62.9%	74.5%	88.5%	84.0%	授業に使用するアプリの研修をオンラインで開催した。

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
<歳入>		
教育情報端末修繕料貸付者負担金	167,552	故意破損等による修繕料の負担金
合 計	167,552	
<歳出 (小学校費、中学校費合算) >		
需用費	6,402,210	タブレット端末の消耗品・修繕料
役務費	2,217,600	小・中学校のインターネット通信費
使用料及び賃借料	55,183,920	学習系システム・大型掲示装置の賃借料
備品購入費	161,590	タブレット端末の購入費
補償・補填及び賠償金	794,838	授業目的公衆送信補償金
合 計	64,760,158	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況 (類似事業に取り組んでいるか。)

茨城県においてロイノートを8自治体が導入。AIドリルを23自治体が導入し活用をしている。
また、文部科学省の令和4年8月時点での調査では、持ち帰り学習を毎日実施している茨城県内の小学校が44.8%、中学校が55.0%であった。笠間市においては、児童生徒の自宅へ持ち帰りを開始当初より実施し、AIドリルや振り返り学習による積極的な活用を図っている。

7 今後の課題・方向性

令和6年度から英語の児童生徒用デジタル教科書を本格導入し、動画や音声を用いた授業展開を予定している。また、ICTを基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用し、児童生徒一人一人に最適化された学びを実現していくため、PCやネットワーク環境の整備更新、教職員のサポート体制の構築などが必要である。

8 その他 (当該事務事業に特徴的な事項)

笠間市では児童生徒の習熟度に合わせ小学校1～5年では、操作が直感的でカメラや画像の取り扱いに優れたiPadを、小学校6年～中学校3年では、より高度な操作ができ、キーボードで操作を行うChromebookを導入し、発達状況に合わせた端末選定を行っている。

9 内部評価

必要性 (項目1を評価)	有効性 (項目3を評価)	効率性 (項目5を評価)
● 必要性が高い	○ 効果がある	○ 効率的である
○ 一定の必要性がある	● 一定の効果がある	● おおむね効率的である
○ 必要性が低い	○ 効果がない	○ 効率的でない

10 関係法令

学校教育の情報化の推進に関する法律

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	学校プール民営化事業（小学校費、中学校費）	担当課	学務課 学務 G
-------	-----------------------	-----	----------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

本市の学校プールは、築30年以上を経過した施設がほとんどであり、老朽化したプールの大規模改修や改築が必要となっている。

また、各学校ごとに管理・運営していくことは、経費もかかり指導體制や水質管理などを含めて教員の大きな負担となっていることから、プール授業の民営化に取り組んでいる。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

○実績

年度	地区	実施校数	実施校
令和3年度	笠間地区	2校	笠間中学校、みなみ学園義務教育学校
	友部地区	1校	北川根小学校
	岩間地区	1校	岩間中学校
令和4年度	笠間地区	5校	笠間地区内全校
	友部地区	1校	北川根小学校
	岩間地区	1校	岩間中学校

地区	実施施設
笠間地区	パシフィックスポーツプラザ笠間
友部地区	ゆかいふれあいセンター
岩間地区	B&G 岩間海洋センター

- ・各施設において、各学校が水泳授業を4回程度実施。
- ・各施設までは、バスで送迎。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- ・専門指導員との連携による指導により水泳授業の質が向上した。
- ・教員と指導員の配置により監視業務等の安全対策が強化された。
- ・学校プールの管理が不要になり教員の負担が軽減した。
- ・屋内プールのため天候の影響を受けず、授業計画を変更せず通年で実施できた。

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
スイミングスクール指導業務委託料	6,952,000	
スイミングスクール送迎業務委託料	3,872,200	
合 計	10,824,200	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

(R5.7 現在)

隣市名	取組状況	学校数	施設名称	委託内容
水戸市	有	①小学0校 ②小学23校/32校中 ③中学3校/15校中 ④中学1校	①別小学校プール借用 ②民間プール ③市営プール使用 ④隣接小学校プール借用	全て指導員なし ①民間バス委託 ②施設利用のみ（委託料）、近隣徒歩 ③民間バス委託 ④近隣徒歩
石岡市	有	①小学2校、中学1校 ②小学4校、中学1校 ③小学7校 （小学13校/19校中） （中学2校/5校中）	①B&G石岡（屋外） ②石岡小学校屋内温水プール ③近隣小学校	施設利用のみ（無料） 指導員なし スクールバスで移動
茨城町	有	小学3校/7校中 中学0校/2校中	茨城町運動公園（屋内温水） 6.7.9月実施日は貸切	施設利用のみ（無料） 指導員なし 町バス利用。足りない場合はタクシー利用

7 今後の課題・方向性

・令和3年度及び令和4年度の検証結果を踏まえ、令和5年度より友部中学校を除く15校においてプール授業の民営化を実施しており、今後も継続していく予定です。なお、友部中学校については、部活動の地域移行を見据えながら、民間へ委託してまいります。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

・民間施設の利用だけでなく、専門指導員による水泳授業の委託を行っている。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
● 必要性が高い	● 効果がある	● 効率的である
○ 一定の必要性がある	○ 一定の効果がある	○ おおむね効率的である
○ 必要性が低い	○ 効果がない	○ 効率的でない

10 関係法令

・学習指導要領
「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」

事務事業概要説明資料（令和4年度実施事業）

事務事業名	学校給食生産者支援事業 (新型コロナ創生交付金)	担当課	学務課 おいしい給食推進室
--------------	-----------------------------	------------	---------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

生産者、市内小売店の支援や地場産材の消費拡大を図るため、通常の学校給食では価格が高く使用できない食材や笠間市産農畜産物を学校給食で提供し、併せて、児童・生徒が地域の食材、食文化について理解を深める食育の場として取り組んだ。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

対 象／市内小・中・義務教育学校の給食
食 材／常陸牛、笠間産豚肉・栗

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

実施日

令和4年10月19日（水）・20日（木）笠間産豚肉提供
 令和4年10月24日（月）栗ご飯提供
 令和4年11月21日（月）常陸牛提供
 令和5年1月26日（木）笠間産豚肉提供
 令和5年2月10日（金）・13日（月）・15日（水）常陸牛提供
 令和5年3月6日（月）・7日（火）笠間産豚肉提供
 令和5年3月8日（水）・10日（金）茨城県産豚肉提供

効果：児童・生徒が地域の食材を使った郷土食を知ってもらい、学習する機会となった。

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和4年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
賄材料費	12,937,375	栗ごはん用栗、笠間市産・茨城県豚肉、常陸牛、モンブラン
合 計	12,937,375	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

守谷市など県内数か所で常陸牛や地元食材を学校給食に取り入れている。

7 今後の課題・方向性

物価上昇による価格高騰は給食食材全体にも及んでおり、本年度も生産者支援事業のほか、学校給食費負担軽減として賄材料費を確保している。しかし、この事業による予算確保がいつまで出来るか未確定である。

本市においては、当面の間は学校給食費は値上げしない方向のため、今後も現在の物価上昇が続いた場合、事業の継続による予算確保が課題である。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

学校給食生産者支援事業は、地産地消の給食を提供する目的以外に、価格高騰などにより苦境を強いられている市内事業者及び生産者の支援を図り、地域農業の活性化に寄与する目的もある。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
<input checked="" type="radio"/> 必要性が高い <input type="radio"/> 一定の必要性がある <input type="radio"/> 必要性が低い	<input checked="" type="radio"/> 効果がある <input type="radio"/> 一定の効果がある <input type="radio"/> 効果がない	<input checked="" type="radio"/> 効率的である <input type="radio"/> おおむね効率的である <input type="radio"/> 効率的でない

10 関係法令

第6章 参考資料

笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成22年9月17日
教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者による点検及び評価を実施することにより、教育行政に対する透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たすため、笠間市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会が実施する施策や事業等の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に見識を有するものの中から教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会において関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

笠間市教育委員会組織機構図

